

政令番号15 アセナフテン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和3年度）

（E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県	1.1E+0			1.1				1.1
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	1.4E+2			140.0		3.3E+2	330.0	470.0
8	茨城県	3.7E+0			3.7				3.7
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	6.1E+0			6.1				6.1
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県	1.2E+2			123.0				123.0
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県	1.0E+4			10,000.0		4.1E+1	41.0	10,041.0
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県	2.0E-1			0.2		3.2E+2	320.0	320.2
24	三重県						4.2E+3	4,200.0	4,200.0
25	滋賀県	4.4E+0			4.4				4.4
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県	1.2E+1			12.0		2.8E+0	2.8	14.8
29	奈良県								
30	和歌山県	2.0E-1			0.2		6.8E+1	68.0	68.2
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	1.8E+0			1.8				1.8
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県						3.0E+3	2,950.0	2,950.0
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	2.8E+3			2,801.2				2,801.2
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.3E+4			13,093.7		7.9E+3	7,911.8	21,005.5

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。